

琵琶湖流域下水道汚水汚泥処理維持管理業務(東北部処理区)

1 経過

本業務は、東北部浄化センター、幹線管渠等の維持管理業務であり、平成26年度から28年度までの包括的民間委託として、平成25年9月補正で債務負担行為(平成26～平成28)を設定していた。

平成26年1月20日に公告を行い、3月5日に開札し、3月中旬に契約を締結する手続きを進めていたところ、入札参加者は1者で、その入札者の書類不備によって入札無効となり、契約締結に至らなかった。

当初履行期間：平成26年4月1日から平成29年3月31日

業務内容：・浄化センターの汚水汚泥処理設備の維持管理に関する業務
・近江、長浜、宇曾川、須川のポンプ場等の維持管理業務
・幹線管渠の維持管理業務等

2 対応

下水の受入を停止することは不可能であることから、4月からの3箇月間は、別途契約※1を締結し、平成26年7月から平成29年3月までの維持管理業務委託契約を締結するため、早急に再度の入札手続きを下記スケジュールで進めたい。

	H25年度				H26年度				H27～H28年度
	9月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～	
当初	9月議会	公告	入札	契約	← 3年間の包括的民間委託※2 →				
今回			4月議会	公告	入札	契約	← 2年9箇月の包括的民間委託 →		
別途契約					← 3箇月の随意契約※1 →				

今回債務負担行為設定額 2,166百万円(H27・H28分)

	H26年度	H27年度	H28年度	合計(千円)
当初	1,093,000	1,081,000	1,085,000	3,259,000
今回	870,520	1,081,000	1,085,000	3,036,520

平成26年度の差額は、平成26年4月～6月の別途契約分。

※1 別途契約：至急に再度の入札手続きを行っても契約までには約3箇月を要し、4月1日からの浄化センターの運転が出来なくなる。そこで、再度の入札により委託契約できるまでの3箇月間について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により入札に付すことができない場合)に基づき、昨年度までの受注者と随意契約を行っている。

※2 包括的民間委託：複数年度、性能発注での民間委託方式。